

# 札幌市高齢者施設新型コロナウイルス感染症検査補助金交付要綱

令和2年12月24日

高齢福祉担当局長決裁

## (趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者施設において施設が必要と判断した職員や入所者に対して、新型コロナウイルス感染症に関する検査を迅速に実施することにより、入所者の生活の安心を確保するとともに、職員が安心して働ける環境を整えることを目的として、職員及び入所者に新型コロナウイルス感染症に関する検査を行った際の費用を予算の範囲内で補助することについて必要な事項を定めるものとする。

## (補助対象)

第2条 補助金の交付対象施設、交付対象経費、上限額は、次のとおりとする。

### (1) 交付対象施設

- ア 介護老人福祉施設
- イ 地域密着型介護老人福祉施設
- ウ 介護老人保健施設
- エ 介護医療院
- オ 介護療養型医療施設
- カ 認知症対応型共同生活介護
- キ 軽費老人ホーム
- ク 養護老人ホーム
- ケ 有料老人ホーム
- コ サービス付き高齢者向け住宅
- サ 生活支援ハウス

### (2) 交付対象経費

令和2年12月10日以降に行った新型コロナウイルス感染症に関する検査に係る経費を対象とする。

(3) 補助上限額

定員	補助上限額
30人以下	60千円
31人以上60人以下	120千円
61人以上90人以下	180千円
91人以上120以下	240千円
121人以上	300千円

(補助額の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は、前条第1項第3号に定める補助上限額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の条件)

第4条 この要綱による補助金の交付の決定には、次の各号に定めるところにより条件を付すものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない
- (4) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

### **(交付等の申請)**

第5条 この要綱により補助金を受けようとする補助事業者は、様式1による申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項に定める申請書の提出期限は、各年度の補助事業等の内容を考慮し、市長がその都度指定する。

3 この補助金の交付決定後の事情の変更等により申請の内容を変更して内容変更申請等を行う場合は、別に指示する期日までに様式2により行うものとする。この場合において、補助金の交付条件に反する変更は承認しない。

### **(交付決定)**

第6条 市長は、前条第1項に定める交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認める場合は、予算の範囲内で補助金額を決定し、様式3により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条第3項に定める内容変更申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助内容の変更を承認することが適当であると認める場合は、予算の範囲内で補助金額を決定し、様式4により申請者に通知するものとする。

### **(事業実績報告)**

第7条 補助金の交付決定を受けた補助事業者は、事業完了後1月以内（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から起算して1月以内）又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、様式5による実績報告書を市長に提出しなければならない。ただし、事業の年度繰越が承認された場合は、別に指示する期日までにこれを行うものとする。

### **(補助金の確定)**

第8条 市長は、前条に定める実績報告書の提出を受けたときは、事業内容を審査し、適正に実施されたと認める場合は、予算の範囲内で補助金額を確定し、様式6により補助事業者に通知するものとする。

### (補助金の精算交付の申請)

第9条 第5条及び第7条の規定にかかわらず、補助金の交付の申請時において既に補助事業を完了している場合にあつて、精算交付を受けようとする者（以下「精算交付申請者」という。）は、補助金交付申請兼実績報告書（様式7）に市長が別に定める必要書類を添えて、市長が別に定める期限までに申請及び報告しなければならない。

2 市長は、前項の申請及び報告があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、第4条第1項第4号に掲げる条件その他必要な条件を付して、第2条第1項第3号の上限額の範囲内で補助金の交付を決定するとともに、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付決定兼交付確定通知書（様式8）により精算交付申請者に対して通知するものとする。

### (補助金の交付時期)

第10条 この要綱による補助金は、第8及び第9条の規定による補助交付額の通知後、速やかに補助金を交付するものとする。ただし、市長が必要と認めたときは、事業の執行状況に応じて概算により交付することができる。

### (補助事業に係る調査等)

第11条 市長は、必要があると認めたときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づき、随時状況の調査を行い、又は必要な事項について報告を求めることができる。

### (補助金の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したとき。

(4) 補助金交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供したとき。

(5) 第2条第1項第1号の交付対象施設でなくなったとき。

### (補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその超える部分の返還を命ずるものとする。

### (違約加算金)

第14条 補助事業者は、第12条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

### (延滞金)

第15条 補助事業者は、補助金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

### (委 任)

第16条 この要綱の実施に当たり、定めのない事項は交付要綱の例により実施するものとし、その他の必要な事項は高齢保健福祉部長が定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和2年12月24日から施行し、令和2年12月10日から適用する。